

奈良県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第百二号

奈良県税条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県税条例施行規則（昭和三十二年四月奈良県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十九条の表中第十三号を削り、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、同表第十号中「第三十七条の十六の五第二項」を「第三十七条の十六の六第二項」に、「第三十七条の十六の五第三項」を「第三十七条の十六の六第三項」に改め、同号を同表第十一号とし、同表第九号中「第三十七条の十六の四第二項」を「第三十七条の十六の五第二項」に、「第三十七条の十六の四第四項」を「第三十七条の十六の五第四項」に改め、同号を同表第十号とし、同表第八号中「第三十七条の十六の三第二項」を「第三十七条の十六の四第二項」に、「第三十七条の十六の三第四項」を「第三十七条の十六の四第四項」に、「第三十二号様式」を「第三十三号様式」に改め、同号を同表第九号とし、同表第七号の次に次のように加える。

(八) 条例第三十七条の十六の三第二項に規定する減額の申告書並びに同条第四項において準用する条例第三十七条の十六の二第四項に規定する徴収猶予の申請書及び条例第三十七条の十六の三第四項において準用する条例第三十七条の十六の二第七項に規定する還付の申請書	第三十二号様式
---	---------

第二十条第二号ア中「第三十七条の十八（第二号を除く。）」を「第三十七条の十八第三項」に改める。

第二十九条第一項中「財団法人日本ゴルフ協会（昭和六十二年十月一日に財団法人日本ゴルフ協会という名称で設立された法人をいう。）」を「公益財団法人日本ゴルフ協会」に改める。

第二十一号様式中「第15条の2」を「第15条の8」に改める。

「」

第二十五号様式中

既存住宅

を

耐震基準適合既存住宅

に

改める。

第二十九号様式及び第三十号様式中「~~図中~~」を「~~耐震基準適合図中~~」に改める。

第三十三号様式を削る。

第三十二号様式中「~~第37条の16の3~~」を「~~第37条の16の4~~」に改め、同様式を第三十三号様式とする。

第三十一号様式の次に次の一様式を加える。

第32号様式（第19条関係）

減 額 申 告 不動産取得税 徴収猶予申請書 還 付 申 請					
年 月 日 奈良県 県税事務所長殿 申告(請)者 住所(所在地) 氏名(名称) (印) 第2項 奈良県税条例第37条の16の3 第4項において準用する条例第37条の16の2第4項の規定により、 第4項において準用する条例第37条の16の2第7項 減 額 不動産取得税の徴収猶予を申告(請)します。 還 付					
耐震基準不 適合住宅	所 在 地		地 番	家 屋 番 号	床 面 積
	構 造 及 び 種 類		新 築 年 月 日	取 得 年 月 日	登 記 年 月 日
耐震基準不適合住宅 を譲渡する者		住 所 及 び 氏 名	譲 渡 す る 者 が 取 得 し た 年 月 日	譲 渡 す る 者 が 登 記 し た 年 月 日	譲 渡 す る 者 が 居 住 し た 期 間
耐震改修工事の種類		地震に対する安全性の向上を目的とした 増築 ・ 改築 ・ 修繕 ・ 模様替			
耐 震 改 修 工 事 期 間	工事開始年月日	年 月 日			
	工事終了年月日	年 月 日			
地方税法施行令第37条の18第2項の基準に 適合する旨の証明年月日		年 月 日			
居 住 開 始 年 月 日		年 月 日			
徴 収 猶 予 期 間		年 月 日から 年 月 日まで			
減 額 申 告 徴 収 猶 予 申 請 金 額 還 付 申 請		円			
還付を受けようとする 場合	納 付 し た 税 額	円			
	納 付 し た 年 月 日	年 月 日			
	納 税 通 知 書 番 号	第 号			
不動産取得税の申告	受 付 番 号	第 号			
	年 月 日	年 月 日			

第三十四号様式中「第37条の16の4」を「第37条の16の5」に改める。
第三十五号様式中「第37条の16の5」を「第37条の16の6」に改める。
第四十一号様式から第四十四号様式までを次のように改める。

第41号様式から第44号様式まで 削除

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 奈良県税条例の一部を改正する条例（平成二十六年三月奈良県条例第六十八号。以下「新条例」という。）附則第四条第一項の規定により、なお従前の例によることとされる不動産取得税に係る免除申告書、徴収猶予申請書、還付申請書及び減額申請書については、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第四条第二項の規定により、なお従前の例によることとされる不動産取得税に係る免除申告書、徴収猶予申請書及び還付申請書については、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。